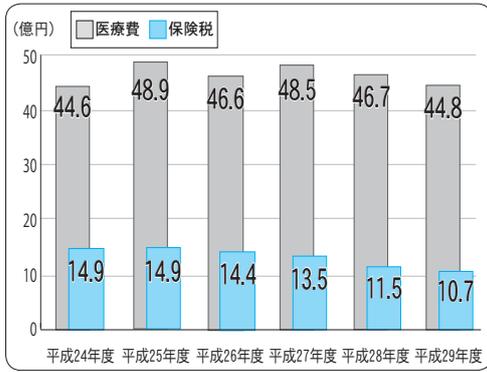


平成30年度 国民健康保険税の納付について

国民健康保険は、加入者が病气やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、お互いに助け合う制度で、国民健康保険税はこの制度を支える大切な財源です。

市の国民健康保険の医療費は依然として高い水準にあり、国保財政はとも厳しい状況にあります(左図参照)。保険税の納付について、ご理解とご協力をお願いします。



保険税の内容

[保険税の内容]

区分	内容	計算方法など
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費分	・所得割 (7.3%) ×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割 (1人あたり 23,600円) ×世帯の加入者数 【賦課限度額 54万円】
後期高齢者支援金分	75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援分	・所得割 (2.0%) ×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割 (1人あたり 10,500円) ×世帯の加入者数 【賦課限度額 19万円】
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)が負担する介護保険分	・所得割 (1.2%) ×世帯の40歳以上65歳未満の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割 (1人あたり 10,000円) ×世帯の40歳以上65歳未満の加入者数 【賦課限度額 16万円】

※賦課対象所得とは、前年の総所得から33万円の基礎控除を差し引いた残額です。
※16歳以上の国民健康保険加入者全員の所得申告がされていない場合、保険税の軽減制度の適用が受けられないほか、高額療養費の自己負担限度額が正しく判定されない場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分から成

り、税額は世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。なお、世帯主が国民健康保険以外の健康保険加入者の場合でも、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合には、擬制世帯主(みなし世帯主)として、納税義務者となります。

保険税の納付方法

保険税は、前年の所得と加入者数に応じて、世帯ごとに4月～翌年3月の1年間の税額を算定しています。7月中旬に平成30年度分の納税通知書などを、世帯主あてに郵送します。

▼新たに10月から特別徴収(年金天引き)になる世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書と納税通知書の2種類をそれぞれ別に郵送します。

普通徴収 (納付書納付・口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
保険税の1/2			保険税の1/2		
平成30年度の保険税の総額					

- 納期 7月・8月・9月は普通徴収(納付書納付・口座振替)、10月・12月は特別徴収(年金天引き)
- 対象 世帯主が年金受給者で、つぎの要件すべてに該当する世帯
- ①世帯主が国民健康保険加入者の世帯
 - ②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
 - ③世帯主の年金受給額が年額

④介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない世帯

▼昨年度から特別徴収の世帯
国民健康保険税特別徴収決定通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・平成31年2月の全6回)

▼普通徴収(年金天引き以外)の世帯
国民健康保険税納税通知書を郵送します。

納期 7月から平成31年2月までの毎月末(全8回)

納付方法 国民健康保険税納税通知書により最寄りの金融機関・コンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

※納付には納め忘れない「口座振替」が便利です。希望する人は、納税通知書に記載の金融機関または市役所窓口にて納税通知書、通帳届出印、キャッシュカード(要暗証番号)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

※年度途中で世帯内の国民健康保険加入者に異動があった場合などは、特別徴収に加え、普通徴収もお願いする場合があります。

納付方法の変更

納付方法を、特別徴収から口座振替に変更することができ
ます。

それまでの保険税の支払い方法により手続き方法が異なりますので、詳細については、お問い合わせください。

非自発的失業者の 保険税軽減制度

国民健康保険加入者で解雇や雇い止めなど、特定の理由により離職した人は、保険税の軽減を受けることができる場合があります。

軽減制度の適用を希望する場合は手続きなどの詳細については、お問い合わせください。
対象 下記の要件すべてに該当する人

- ① 離職日が平成29年3月31日以後の人
 - ② 離職日時点での年齢が65歳未満の人
 - ③ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの人
- 軽減内容 保険税を算定するときに、離職した人の前年の給与所得を70%減額して算定します。

高齢受給者証の更新について

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者には、被保険者証のほかに、自己負担割合が記載された高齢受給者証を交付しています。現在の受給者証の有効期限は、7月末までです。

8月からの受給者証は、7月下旬に郵送しますので、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容をご確認ください。

また、医療機関に受診するときは、忘れずに被保険者証と高齢受給者証を窓口へ提示してください。

▼高齢受給者証 (薄橙色)
(8月から)

埼玉県 国民健康保険高齢受給者証	
有効期限	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	
氏名	
生年月日	
一部負担金の割合	
発効期日	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	埼玉県幸手市 東4丁目6番8号 幸手市 0480(43)1111

対象	70歳以上75歳未満(70歳の誕生月の翌月1日から適用)		
更新	毎年8月1日		
	基準	負担割合	
区分	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人	3割
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない人	1割 または 2割 ※参照
	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰには該当せず、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人	
低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯のそれぞれの所得が必要経費・控除(年金所得の控除額は80万円)を差し引いたとき0円になる人		

※昭和19年4月1日までに生まれた人・・・1割
昭和19年4月2日以降に生まれた人・・・2割

国民健康保険への 加入・脱退の手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要で
す。加入の手続きが遅れた場合でも、加入資格を得た日までのさかのぼって保険税を納めることとなります。
また、脱退の手続きが遅れ、

国民健康保険の被保険者証を使ってしまうと、市が負担した医療費を返還しなければならず、また、保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことにもなります。
国民健康保険への加入や、脱退の手続きなどの詳細については、お問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の 申請手続きを忘れずに

国民健康保険加入者が入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を事前に医療機関の窓口へ提示すること、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。
現在利用している認定証の有効期限は7月末までとなっています。
8月以降も引き続き認定証の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となりますので、忘れずに更新手続きを行ってください。
また、新たに認定証の交付を希望する人は、保険年金課で手続きを行ってください。

申請・更新手続きに必要な物

- 国民健康保険被保険者証
- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ※ 本人・同居の家族以外の人が申請するときは、委任状が必要です。
- ※ 保険税に滞納があると交付できない場合があります。

自己負担限度額

自己負担限度額は、認定証を必要とする人の年齢や所得区分などにより異なります。
※ それぞれの区分などの詳細については、お問い合わせください。